

平成29年第7回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成29年7月24日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 平成29年7月24日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 8号 取消願について
日程第 3 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第41号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第43号 農用地利用配分計画原案の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	欠席	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	○	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長

森田 修係長

藤城 輝久主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間20分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは、ただいまより平成29年第7回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に1名、5番 田槇委員から欠席の申し出がありました。ただいまの出席委員は

11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第7回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員の指名は規定により議長において行います。11番 水重克幸委員、12番 秋國 満委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第2 報告第8号 取消願についての報告をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。報告第8号 取消願について。

受付番号3、平成29年6月14日届出。許可番号、平成9年9月9日、可農振第80号。届出人、広島市●、●。土地の表示、八千代町●、田、826㎡。転用事由、宅地。取り消す理由、許可後に当時の転用申請者、現在の申請者の父親ですけれども、が亡くなられたため宅地化せず、現在も耕作されており、今後も耕作する予定のためでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で、取消願についての報告を終わります。

ここで次の案件、私もありますので、議長を交代するため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第3 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について。

受付番号34、平成29年6月6日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●、●、農業兼会社員、64歳。譲渡人、安芸高田市向原町●、●、無職、80歳。土地の表示、向原町●、田、1,782㎡。譲受人の耕作面積、8,823㎡。4番 信川委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大でございます。譲渡額は無償でございます。

受付番号35、平成29年6月12日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、農業兼会社員、54歳。譲渡人、広島市●、●、会社員、62歳。土地の表示、吉田町●、田、321㎡。同じく●、田、1,615㎡。同じく●、田、552㎡。同じく●、田、724㎡。同じく●、田、1,186㎡。同じく●、田、559㎡。同じく●、田、464㎡。同じく●、田、298㎡。同じく●、田、729㎡。同じく●、田、536㎡。同じく●、畑、4.74㎡。同じく●、畑、14㎡。同じく●、畑、30㎡。田の合計6,984㎡。畑の合計48.74㎡。合計7,032.74㎡。譲受人の耕作面積5,696㎡。11番 水重委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。これも無償の譲渡でございます。

受付番号36、平成29年6月27日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、農業、77歳。譲渡人、広島市●、●、無職、79歳。土地の表示、吉田町●、田、3,325㎡。同じく●、田、533㎡。合計3,858㎡。譲受人の耕作面積44,836㎡。11番 水重委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。譲渡価格は●円でございます。

受付番号37、平成29年6月30日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、農業兼会社役員、65歳。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、無職、87歳。土地の表示、吉田町●、田、2,462㎡。同じく●、田、178㎡。合計2,640㎡。譲受人の耕作面積3,658㎡。9番 村上委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。譲渡価格は●円でございます。

受付番号38、平成29年6月30日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●、●、農業兼会社員、61歳。譲渡人、千葉県市川市●、●、無職、64歳。土地の表示、向原町●、田、1,076㎡。譲受人の耕作面積5,828㎡。4番 信川委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。これは無償の譲渡でございます。

受付番号39、平成29年6月30日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●、●、農業兼会社員、61歳。譲渡人、大阪府柏原市●、●、無職、83歳。土地の表示、向原町●、田、268㎡。譲受人の耕作面積5,828㎡。4番 信川委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。譲渡価格は無償でございます。

受付番号40、平成29年6月30日申請。所有権移転。譲受人、広島市●、●、農業、67歳。譲渡人、東広島市●、●、会社員、58歳。土地の表示、向原町●、田、1,123㎡。譲受人の耕作面積4,175㎡。5番 田植委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。この譲渡価格は不明でございます。

以上、いずれの案件についても別添の農地法第3条調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えております。

事務局からは以上でございます。

○職務代理 それでは続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号34、38、39号について、4番 信川委員さん。

○信川委員 4番 信川です。受付番号34について、調査報告をいたします。

譲渡人は80歳と高齢でもあり、耕作することが困難なため、以前から預けていた譲受人である●に譲渡するための申請であります。譲受人は以前から耕作しており、周囲における問題はないものと思っております。

続きまして、38について調査報告をいたします。

譲渡人、●さんは県外に住んでおられ、譲受人とは兄弟であり、申請地は圃場整備田で1枚の圃場となっております。●、61歳に譲り渡すための申請であり、優良農地でもあり、適切に管理されるものと思っております、周辺への影響もないものと思っております。

次に、39について報告いたします。

譲渡人は●さんでございますが、大阪府在住で●さんとおじ、おいの関係であります。●さんは83歳と高齢でもあり、将来にわたって農業を継ぐつもりもなく、当申請に至りました。仕方がないものと思っております。このことにより周辺への影響はないものと思っております。

いずれも7月13日、事務局2名、農業委員1名、推進委員5名で現地を確認いたしております。

以上で報告を終わります。

○職務代理 ありがとうございます。続いて受付番号35、36号について、11番 水重委員さん、お願いします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号35号及び36号について御報告いたします。

いずれも7月10日、農業委員2名、推進委員6名、事務局2名で現地を確認いたしました。

35号ですが、申請地は県道ですが、●線より北側に入ったところに位置しております。譲渡人が以前、居住していた家の周辺に申請地があります。いずれも、38-35をごらんいただければおわかりかと思えますけども、家の周辺に全て位置してございます。譲受人が申請地を譲り受けて耕作するために当申請に至ったものです。引き続いて耕作するため周辺農地には影響がないことを確認いたしております。

続いて36号です。

譲渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため、現在は譲受人が耕作しておられる申請地でございます。申請地を引き続いて耕作するために当申請に至っております。これは周囲にも何ら問題が生じることがないことを確認いたしております。

以上、報告を終わります。

○職務代理 ありがとうございます。続きまして受付番号37号について、9番 村上さん。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号37号について。

7月10日の午後1時30分から農地利用最適化推進委員6名と農業委員2名、私を含めて2名であります。それと事務局で現地確認をしましたので、その結果を報告いたします。

申請地は譲受人の経営する工場の西側で、田1枚を挟んで西側の田で南側は山であります。2筆になっておりますが現状は1枚で、地番●の178㎡は、●が申請地の上方を走っているために分筆されたものです。譲受人、譲渡人ともに近所で、譲渡人に農業後継者がおられ、今回、近隣で話がまとまり、よいことかと思われま。

別図38-37をごらんください。

上段の位置図ですが、括弧書きで●とありますが、その右側に①②とありますが、ここです。また、申請人の工場がその横に●があります。自宅はそこより2軒北側の道沿いでありま。譲渡人の自宅は申請地の北東200mぐらいのところ●さんという地がありますが、そこでございます。お互いが近く同士で大変よいことと思われま。公図では●と申請地の間に2筆

ありますが、現状は1枚で耕作されておるように見えます。詳細については、調査書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○職務代理 ありがとうございます。続いて受付番号40号についてでございますが、本日、田槇委員さんが欠席でございますので4番 信川委員さん、報告をお願いいたします。

○信川委員 4番 信川です。受付番号40について、田槇委員が欠席のため信川がかかわって報告いたします。

7月13日、事務局2名、委員1名、推進委員5名で現地を確認いたしました。場所は、向原町●でございます。田で1, 123㎡。譲渡人、●さんは東広島に住んでおられまして、将来にわたって向原に帰って農業をすることは甚だ苦痛だと日ごろから思案しておられたところ、譲受人の●さんとこのたび売買が成立し当申請となりました。また、所有権移転後も農地として耕作されるため、周辺への影響はないものと思っております。

以上で報告を終わります。

○職務代理 ありがとうございます。以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 ありがとうございます。賛成多数。

よって、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時48分 休憩

午後1時48分 再開

○村上会長 休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第4 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について。

受付番号22、平成29年6月2日申請。申請人、安芸高田市甲田町●、●、会社員。土地の表示、甲田町●、畑、91㎡。転用目的、駐車場。施設の概要、駐車場2区画。農振除外見込みで第2種農地、1番 沖田委員さんの御担当で、この案件は始末書が添付されております。

受付番号23、平成29年6月8日申請。申請人、安芸高田市美土里町●、●、農業。土地

の表示、美土里町●、畑、424㎡。同じく●、田、97㎡。同じく●、畑、168㎡。田の合計97㎡。畑の合計592㎡。合計689㎡。転用目的、宅地。施設の概要は庭敷でございます。農振除外見込みで第2種農地、3番 津田委員さんの御担当で、この案件にも始末書が添付されております。

受付番号24、平成29年6月22日申請。申請人、安芸高田市高宮町●、●、無職。土地の表示、高宮町●、畑、153㎡。転用目的、一般住宅。施設の概要は住宅1棟53㎡でございます。農振除外地で第2種農地、12番 秋國委員の御担当で、この案件には資金証明書が添付されております。

受付番号25、平成29年6月29日申請。申請人、安芸高田市美土里町●、●、会社員。土地の表示、美土里町●、畑、75㎡。転用目的、駐車場。施設の概要は駐車場2区画で、農振除外見込みで第2種農地、8番 桑原委員さんの御担当で、この案件も資金証明書が添付されております。

なお、農地区分及びその判断理由等の詳細につきましては、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号22号について、1番 沖田委員、お願いいたします。

○沖田委員 1番 沖田です。受付番号22号について、説明いたします。

7月13日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地調査を行いました。場所は甲田町●、●さんの畑です。5月の除外申請で出た案件になります。平成23年ごろ圃場整備をしたときにこの農道ができて、その道路から住宅へ、畑のところへ道が通りました。そこを既に駐車場としておられまして、始末書が出ております。他の農地への影響等はございませんので、許可妥当と判断してまいりました。

以上で終わります。

○村上会長 ありがとうございます。続きまして受付番号23号につきまして、3番 津田委員、お願いいたします。

○津田委員 3番 津田でございます。23号について、御説明いたします。

この案件は、前々回かと思いますが、農振除外のときに説明させていただいておるわけですが、●さんのお宅は、●から●へ抜ける道があるわけですが、●集落の辺で、右側の山の高い高いところに大きな家があるんですが、●さんの家に上がるのに軽トラックも上がらないような状況があったようです、昔は。したがって道を広げて、母屋の前を広げて軽自動車向きを変えたりできるような状況をつくっておられます。これが番地でいえば●ですが、母屋の下、高いところですが、長細い畑がありまして、それを埋め立てて庭敷にしておられます。

さらに●と●は、家の裏の土地ですが、昔は田んぼがあったようですけども、とても田んぼ

があったような状況には見られませんけれども、上に小さいため池がありまして、山裾に。そこから水を入れて田んぼがあったというようなことですが、それは既に田んぼもつくらず、それから●も、畑ももう全然耕作せずにそこを庭敷のような形でサツキなんかを植えてきれいにしておられました。そういうような状況でこのたび申請しておられます。

行ってみて、これはもうやむを得んと、どう考えてもやむを得んなどというようなことで、みんなで了解して帰ったわけですが、そんなことで始末書を添付して申請しておられます。やむを得ないものと思いました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。続きまして受付番号24号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号24号について。

7月12日、事務局2名と農業委員2名、私を含めて2名です。それから、推進委員1名で現地を確認いたしましたので、その御報告をいたします。

ここに図面があるんですが、39-24号をちょっと見ていただければと思います。

申請地は宅地の前、●の前に●という申請地がありますけど、●に母屋が建っております。このたび老朽化したためにそれを改築、建てかえるようなことですね。そのために仮の住まいということで、●のところは畑でございますが、そこを利用して仮の住まいを建てるということでございます。前は市道が走っておりまして、裏は宅地でございますので、他の農地への影響などは全くないものと思います。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。続きまして受付番号25号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原です。受付番号25号について調査報告をいたします。

去る7月11日に近隣推進委員2名、農業委員1名と私、事務局で現地を確認いたしました。農振除外のときに御説明したままで、現状は全く変わらずでございますが、家の庭の真ん前に申請人の畑がございます。ちょっと段になっておりまして、72㎡がちょっと、四角い圃田になっておるような圃場でありました。ほかには車庫が1つありますが、農機具やらをとめられて、駐車場が非常に狭くなっておるというようなことで、今回、車を2台ほど入れる車庫をつくりたいということでございます。

周りの農地については、●さんの農地に囲まれておりまして、周辺の営農条件に支障が生じるおそれは全くないと思います。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。



質疑、意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休憩

午後1時59分 再開

○職務代理 それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第5 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について。

受付番号43、平成29年6月26日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●、●、●、●。譲渡人、広島市●、●、飲食業。土地の表示、吉田町●、田、238㎡。同じく●、田、462㎡。同じく●、田、511㎡。合計1,211㎡。転用目的、太陽光発電。施設の概要、太陽光パネル252枚。これは併用地として宅地が381㎡ございます。農振除外見込みで第2種農地、9番 村上委員さんの御担当で、資金証明書が添付されております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号44、平成29年6月27日申請。使用貸借権設定。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、会社員。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、農業。土地の表示、吉田町●、田、231㎡。転用目的、一般住宅。施設の概要は住宅1棟56㎡で農振除外見込み、第2種農地で、9番 村上委員さんが御担当でございます。この案件も資金証明書が添付されております。

受付番号45、平成29年6月27日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市八千代町●、●、●。譲渡人、安芸高田市八千代町●、●、会社員。土地の表示、八千代町●、田、731㎡。転用目的、宅地。施設の概要は、●1棟390㎡でございます。農振除外地で第2種農地、6番 上田委員さんの御担当で、この案件は資金証明書が添付されております。なお、譲渡価格につきましては、これは市道拡幅に伴う立ち退きのため無償でございます。

受付番号46、平成29年6月27日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市八千代町●、●、●、●。譲渡人、広島市●、●、無職。土地の表示、八千代町●、田、1,224㎡。同じく●、田、259㎡。合計1,483㎡。転用目的、宅地。施設の概要、●でございます。

農振除外地で第2種農地、6番 上田委員さんの御担当で、これも資金証明書が添付されております。

受付番号47、平成29年6月29日申請。所有権移転。譲受人、広島市●、●、不動産業。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、●、●。土地の表示、吉田町●、田、260㎡。同じく●、畑、299㎡。合計559㎡。転用目的、駐車場。施設の概要、駐車場20区画でございます。農振除外地で第3種農地、11番 水重委員さんの御担当で、これも資金証明書が添付されております。

なお譲渡価格は、47番、次の48番、その次の49番を合わせて●円でございます。

受付番号48、平成29年6月29日申請。所有権移転。譲受人、広島市●、●、不動産業。譲渡人、広島市●、●、無職。同じく安芸高田市吉田町●、●、会社役員。土地の表示、吉田町●、田、742㎡。転用目的、共同住宅。施設の概要は共同住宅1棟340㎡、これは20戸分でございます。農振除外地で第3種農地、11番 水重委員さんの御担当で、資金証明書が添付されております。

受付番号49、平成29年6月29日申請。所有権移転。譲受人、広島市●、●、不動産業。譲渡人、広島市●、●、無職。同じく安芸高田市吉田町●、●、会社役員。土地の表示、吉田町●、田、457㎡。転用目的、駐車場。施設の概要は貸し駐車場16区画でございます。農振除外地で第3種農地、11番 水重委員さんの御担当で、この案件も資金証明書が添付されております。

受付番号50、平成29年6月30日申請。所有権移転。譲受人、広島市●、●、公務員。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、無職。土地の表示、吉田町●、田、213㎡。転用目的、一般住宅。施設の概要は住宅1棟55㎡で、農振除外済み、第1種農地でございます。9番村上委員さんの御担当で、この案件には資金証明書が添付されております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号51、平成29年6月30日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、会社員。譲渡人、安芸高田市八千代町●、●、無職。土地の表示、八千代町●、畑、159㎡。同じく●、田、1.15㎡。合計160.15㎡。転用目的、一般住宅。施設の概要は住宅1棟100㎡でございます。農振除外地で第2種農地、6番 上田委員さんの御担当で、資金証明書が添付されております。これは親子間につき無償でございます。

受付番号52、平成29年6月30日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●、●、会社員。譲渡人、安芸高田市美土里町●、●、農業。土地の表示、美土里町●、田、327㎡。同じく●、田、49㎡。合計376㎡。転用目的、一般住宅。施設の概要、住宅1棟105㎡で、これは受付番号53で出てきますけれども、併用地が270㎡でございます。農振除外見込みで第2種農地、3番 津田委員さんの御担当で、資金証明書が添付されております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号53、平成29年6月30日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●、●、会社員。譲渡人、安芸高田市美土里町●、●、農業。土地の表示、美土里町●、田、270㎡。転用目的、一般住宅。施設の概要は住宅1棟105㎡。これは先ほどの376㎡の併用地でございます。農振除外見込みで第2種農地、3番 津田委員さんの御担当で、この案件も資金証明書が添付されております。譲渡価格は●円でございます。

以上でございますけれども、農地区分及びその判断理由等の詳細については、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

○職務代理 ありがとうございます。続いて、担当委員の調査報告をお願いします。

受付番号43号、44号、50号につきまして、9番 村上委員。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号43号、44号、50号について。

同じく7月10日の午後1時30分から農地利用最適化推進委員6名と農業委員2名、事務局で現地を確認いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず受付番号43号でございますが、別図の40-43をごらんください。

上段の位置図で①②③とありますが、これが申請地で、耕の●でございますが、これが併用地で譲渡人の自宅跡地で、現在は更地というよりか荒地であります。申請地の北側と東側が道路、南側に民家があります。譲渡人の自宅があった場所の南側と南西側に面した田2筆でございますが、何年か前に自宅を取り壊し、現在は荒地で農地の様相を呈してないような状態でございます。足を入れることもできないほどの耕作放棄地状態でございます。譲渡人において太陽光発電システムを設置するというので近隣へ話に回られたそうですが、今よりか環境もよくなるだろうということで、よかろうということで了解を得られたそうです。また、南側にも数軒民家がありますが、了解されているとのことでございます。譲渡人も広島市に居住しておられ、耕作・管理ができないことから仕方がないと思いました。

次に受付番号44号ですが、別図40-44をごらんください。

上段の黒枠のところで、東側が水路であります。また、その水路の堤防があります。南側は道路を挟んでアパート、北側は水田ですが、場所は●がありますが、そこから北へ300mぐらいのところ、譲渡人の自宅から200mぐらい南に位置しております。●の北隣で譲渡人の娘婿さんが使用貸借権を設定し、譲り受け、自宅を建築しようとされるものであります。申請地の北側は田ですが、所有者、耕作者ともに了解なさっているとのことでございます。南側はアパートで、東側は水路、西側は譲渡人の田であります。隣接地からは了解を得ているとのことでございますので、仕方がないと判断いたしました。

次に受付番号50号でございますが、別図40-50をごらんください。

申請地と表記されておりますが、●から●までが1枚で、地目は田ですが、今回、●が宅地への転用申請となっております。

なお、申請地と大きく表記されている場所が●になります。また、南側は田であります。周囲は住宅化が進み建て売り住宅もある地域であります。

なお、この地区は平成2年から平成6年にかけて、施行された第1種農地であります。申請地は道路を挟んで●の南側の、地目は田であります。相当以前に地上げされたところで、現在は畑状態でありました。この一角213㎡を譲り受け、自分の住宅を建築したく申請されたものですが、譲受人は広島市●から安芸高田市へ通勤なさっているようで、安芸高田市に転居してもらえることはよいことでございます。譲受人も通勤に便利な土地を購入し、家を新築し夫婦で居住したいとのこととあります。

また、排水については、周囲が基盤整備田でもあり、用水路ではなく他の水路へ放流することとございます。周囲は住宅が建ち他の農地には影響はないかと思われ、仕方のないことだと思われま。

なお、いずれ案件も詳細については、調査書のとおりであります。

以上で調査報告を終わります。

○職務代理 ありがとうございます。

続いて受付番号45、46、51号について、6番 上田委員さん、お願いします。

○上田委員 6番 上田でございます。受付番号45号、46号、51号について。

7月10日、農業委員2名、推進委員3名、事務局1名で現地確認を行いましたので、報告いたします。

まず45号でございますが、申請地は八千代町●という●横でございます。譲受人は、●を運営されている●さんです。事由は●線の市道拡幅工事により現在の●が立ち退きになるため、隣接地に●を建設することとございます。面積は731㎡で、●390㎡です。現状は休耕田で、草刈り等、管理がされております。地図等の説明は、46号と一緒にさせていただきます。

次に46号でございますが、申請地は、先ほど説明しました、●の●の隣でございます。譲受人は●で●として1,224㎡と259㎡の2筆、合計1,483㎡です。事由は、現在の●ですが、市道拡幅により狭くなり、●としての機能ができなくなるためです。現状は休耕田で、草刈り等の管理がされております。

地図を見ていただきますと、45号を見ていただけますか。

40-45を見ておりますが、申請地●でございますが、その隣の●は●でございます。その下の●が今の●の駐車場になっておりまして、●は立ち退きになる●でございます。

46号は、併用地とあります●と●でございます。●が259㎡、●、224㎡、これが●として使う予定でございます。●、その上でございますが、これは譲受人の土地でございます、その上の●は休耕田でございます。下の●は譲渡人の所有の家でございます。横に小さな農道がついておりまして、左側の農道と細いのは水路でございます。ですから、他の農地への影響はないと思っておりますので、問題はないと考えます。

以上でございます。

○職務代理 ありがとうございます。続いて受付番号47号、48号、49号について。

○上田委員 済みません、51号がありました。

次に51号でございますが、申請地は八千代町●の●裏で、地目は畑の159㎡と田の1.15㎡でございます。合計は160.15㎡です。譲受人は、現在、吉田に住んでいる譲渡人の孫で、親の実家の近くに家を建てて農家を継承するというところでございます。現状は、野菜を植えてあります。

ちょっと地図を見ていただきますと、40-51を見ていただきますと、申請地は●が159㎡、それで●は、これは田んぼでございますので、ここが1.15㎡でございます。それで、この裏が●も住宅、●も住宅、それから、その隣の●も住宅でございます。その横の●は畑でございます、これは果樹が植えてあります。その前は、2mほどの道になっております。●、その下は●でございます、他の農地への影響はなく、問題はないものと思います。

以上でございます。

○職務代理 ありがとうございます。続いて受付番号47号、48号、49号について、11番 水重委員さん、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号47号、48号、49号について報告いたします。

7月11日、農業委員2名、推進委員6名、事務局2名で現地の確認をしました。

別添図の2の40-47、48、49をごらんいただきたいと思いますが、この3件の申請地は、それぞれ隣接いたしております。現在は耕作されてない田及び畑でございます。その図面の上側にあります●が●の車庫でございます。譲受人は申請地を共同住宅及び駐車場として利用するため、この申請に至ったものでございます。周辺は住宅及び市道に囲まれており、周辺の農地には何ら影響はなく、申請はやむを得ないものと確認いたしております。

また、このあたりは都市計画区域内にあり、第1種住居地域に指定されております。

以上で報告を終わります。

3件、全部隣接しておりますので、図面を見てもらったらわかるんですが、申請地は上から●から●まで全て隣接しておりますので、何ら問題ないものと考えました。

○職務代理 それでは続いて、受付番号52号、53号について、3番 津田委員さん、お願いします。

○津田委員 3番 津田でございます。受付番号52号及び53号について説明いたします。

これも前々回の農振除外でお話をさせていただきましたが、●さんが●さんと、それから、ちょっと待ってよ、●さんじゃなからう。●さんはどうなっとるんか。

○事務局 ●さん、裏側を見ていただいたら。

○津田委員 これ、別途で説明せないけんとか。

○事務局 いや、一緒でよいです。

○津田委員 一緒やな。ちょっと40-52を見てもらったらわかるんですが、これは吉田から●へ、美土里町に行きますと●があって、そこを右に曲がって●に行くわけですが、その途中に●へ行く●がありますけども、その角に●がありまして、●に入ればばらく、ほんのわずか行きますと右にまた大きいというか進入路があって、その突き当たりに●があるんですよ。その角の土地がこの図です。ちょっとわかりにくいですが、●へ行く道と、それから●と、それから●へ行く道の間に三角のような土地があります。ほとんど耕作されておらず、長いこと耕作されてない何枚かの田んぼがあるんですが、その一部を購入なさるんです。●、それから●、●、この土地を購入して住宅を建てたいという申請が出ております。耕作されておられませんので、他の農地への影響等は考えられませんので、これは了承せざるを得んだろうということで見てまいりました。

以上です。

○職務代理 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。

質疑・意見はありませんか。

○村上委員 今の52番、53番の件ですが、一般住宅というたら、ちなみに500㎡まで家をつくるのであったら、合せると640ぐらいになるんですか。それは大丈夫なんですか。

○桑原委員 これは、私が見とるけ、田んぼが昔のまんまで現状はいびつなんですよ。それで、家を建てようと思ったら、1つの田んぼはL字型に曲がって、その次の田んぼが上やというような格好で、それを一緒に埋めんと1つの敷地ができんというふうなことで、今回、申請になっているんです。ここを埋めたいと。●の本当、入り口の右側です。

○職務代理 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにございませんか。

ほかに質疑がないようでございます。質疑を終了し、採決に入ります。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 ありがとうございます。賛成多数。

よって、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請については、受付番号43号、44号、45号、46号、47号、48号、49号、51号、52号、53号は、申請どおり許可妥当と決しました。

受付番号50号は、許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することに決しました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時29分 休憩

午後2時29分 再開

○村上会長 休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第6 議案第41号 非農地証明申請についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第41号 非農地証明申請について。

受付番号18、平成29年6月19日申請。申請人、神奈川県逗子●、●。土地の表示、高宮町●、登記地目、畑、現況、原野、127㎡。同じく●、登記地目、畑、現況、原野、68㎡。合計195㎡。かい廃年月日、平成13年ごろ。農振農用地区域内で、田中委員さんの御担当でございます。

以上、この案件は安芸高田市農業委員会非農地証明申請事務取扱要領第5に該当するため、証明基準を満たすものと考えております。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号18号について、2番 田中委員、お願いいたします。

○田中委員 2番 田中でございます。受付番号18号について。

去る7月12日に推進委員1名、農業委員2名、それから事務局2名で現地を調査いたしました。詳細についてお知らせしたいと思います。

●氏は神奈川県に在住しておられまして、帰って耕作も到底できないこともありますし、またそれで、以前におばあさんが大変高齢で、今ひとり暮らしということもあって、平成13年ごろにかい廃をしたとお聞きいたしておりまして、現地を見ますと一部林地化しておるような状況でございました。

したがって現況、農地には到底されそうにないことから、非農地はやむを得ずという判断をいたしました。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 全員挙手、賛成であります。

よって、議案第41号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

次に、日程第7 議案第42号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

○事務局 事務局です。議案第42号 農用地利用集積計画の決定について。

農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、平成29年7月14日付で、安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので、意見を求めます。

とごさいます、1枚めくっていただきまして右側、農地利用集積計画結果、こちらの集計表の読み上げにより、事務局からの説明にかえさせていただきたいと思ひます。

上から設定期間1年の部、新規設定、田1件1筆1,059㎡。5年の部、新規設定、田が1件1筆2,179㎡。10年の部、再設定、田が1件3筆4,587㎡。畑が1件2筆264㎡。農地中間管理事業の5年の部、新規設定、田が2件4筆9,530㎡。農地中間管理事業の11年の部、新規設定、田が39件121筆185,504㎡。畑が1件2筆1,269㎡。再設定、新規設定を合わせた合計が、田が44件130筆202,859㎡。畑が2件4筆1,533㎡。総計、46件134筆204,392㎡の農用地利用集積計画について、御審議いただくところごさいます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えているところごさいます。

事務局からは以上ごさいます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で事務局からの要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について、本案を申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成いただきました。

よって、議案第42号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に、日程第9 議案第43号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。

初めに事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局です。議案第43号 農用地利用配分計画原案の諮問について。

農用地利用配分計画原案の諮問について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成29年7月14日付で、安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので、意見を求めます。



とございまして、1枚めくっていただきまして右側、農用地利用配分計画原案、こちらの集計表の読み上げにより、事務局からの説明にかえさせていただきたいと思います。

上から、農地中間管理事業の5年の部、新規設定、田が2件4筆9,530㎡。農地中間管理事業の11年の部、新規設定、田が18件121筆185,504㎡。畑が1件2筆1,269㎡。再設定はございませんでしたので、新規設定の合計が、田が20件125筆195,034㎡。畑が1件2筆1,269㎡で、総計が21件127筆196,303㎡の配分計画原案について御審議いただきたいところでございます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておるものと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。

○村上会長 私から1つ聞かせてもらってもいいですか。

事務局で所有者と、それから最適化推進委員を通して、耕作権を設定した人が、農業委員会の事務局へ書類が上がってますよね。そして、今度は、農地中間管理機構が借りた分については、農地利用最適化推進委員へは書類が通りませんよね。ということは、農地利用最適化推進委員が、例えば担い手へ農地を集積して、その期間が満了せんうちに農地中間管理機構へ移管されることはあるんですか。

○事務局 解約せずに。

○村上会長 解約せずに。

○事務局 解約をせずにはできないと。

○村上会長 できんですよね。それがちょっと小耳に挟んだんでは、そこら辺は書類が一方通行で行くけえ最適化推進委員が、農地中間管理機構へ通った後の書類については全く触れずに担い手へ行きよるんじゃないかと思うんですけど。それで農地中間管理機構は、要は利用権を設定していた場合は、そこも調べて受けるということでしょう。

○事務局 はい。

○村上会長 それは、地域営農課の担当者がなさる。

○事務局 解約を確認して。

○村上会長 農業委員会へは全く、この書類だけは来るが、その過程は来ないということでしょうか。

○事務局 そうですね、解約書だけは。

○村上会長 それでは解約しているか、していないかも全然わからんような、もしも見落としたら。

○事務局 中間管理機構からは、一応、この人から解約の申し出が出ておりますという形で中間管理機構を通して農業委員会に通知が届くようになっております。

ただ直接、農業委員会に届くだけで、最適化推進委員さんを経由してという形は、現在は中間管理事業、貸すことも解約も含めてですけれども、推進委員さんの確認をとってもらうような書類上の手続きがちょっと間には入ってないのが現状です。ですので今回、集積とか配分とかはこういう形で、農業委員さんには見ていただくことがあるんですが、推進委員さんという形になると、確かにおっしゃるとおり。

○村上会長 少なくとも、委員も見ないとね。

○事務局 そうですね、直接見ることもないので。

○村上会長 それとこういうものが、もしも利用権設定の解約、合意解約がされておらんもんを農地中間管理機構が預かって、ほかの人に今度は耕作してもらうことになったときには、権限のない者が契約したりと、前も幾つかあったように、今度は所有者が知らんうちに農地中間管理機構が、今まで利用権設定をした人が、まだ期限が満了しておらんのに農地中間管理機構がほかの人へ預けたときには問題になるんでないかと。

○事務局 どういうことですか、中間管理機構を通して貸して。

○村上会長 利用権設定期間が満了しておらん、まだ期間があるのに所有者が農地中間管理機構へ言うて、それで農地中間管理機構がそれを借り受けてほかの人に、認定農業者に渡した場合、合意解約はできておらんですよ。

○事務局 その手続は今、実質窓口を地域営農課でしていただいているんですけど、地域営農課から農家台帳を一応参照されて、今、利用権が設定されてるものについては、事前に中間管理機構へ貸し出す前に合意解約はしていただいておりますので、解約しないまま中間管理機構を通して貸し出すことは、一応、未然には確認していただいて、そういうことがないようにはさせてもっておりますので、一応、確認させてもらっております。

○村上会長 人間誰しも漏れることはありますので。

○事務局 漏れはもちろんありますので。

○村上会長 それが何か小耳に挟んで、そういう事例が発生したところがあるらしいんや。

○事務局 あっちゃいけないんですけども、御本人さんも認識がない、それで届け出の準備をなされた後にうちの、最終的にはきちんとした中間管理機構を通して出される前に気づくんですけども、解約の書類を後から追っかけるような形で出してもらうことがちらほらとあるのはあるんですけども、それはあくまでも中間管理機構を通して正式な契約をする前に気づかれてんで、本来であれば先に解約が出て、中間管理機構と協議してもらうんですけども、それがちょっと後手後手になって、中間管理機構との手続をする直後というか、その後に慌てて出されるケース、これはまだ利用権が残っておるじゃないかという形で、後で慌てて書類を提出されるケースもあるのはあるんですけども、それが全くちょっとおくれて1年後にとか

という形では現在ないですので、一応、そのときに確認されてぎりぎり、そういったケースが、わかるケースもあるのはあるんですけど、基本的にはその時点で地域営農課の中間管理事業を担当している者で、一応、今回、中間管理機構が貸す筆に関しては、一筆一筆、利用権がついているか、ついてないか。

○村上会長 田植えが済んで、だいぶ稲も大きくなってから稲を刈るころになって発覚したんじゃないかならんでね。

○信川委員 ただ、相談された場合に、大概是農業委員に来るんじゃないかね、相談が。来たときに何の返答もできんのやね、こっちは。

○事務局 はい。

○村上会長 今のようなことで私は思うのには、農地中間管理機構なり、まだ所有者から農地中間管理機構に預けたいとかいう書類が上がってきたときは、地区の最適化推進委員さんへ一報を必ず流してやってもらえりゃこういう問題が起きんのじゃないだろうか。今、信川委員さんが言われたんでいうと、●さんが受けられて、●さんが信川委員さんのほうへ行かれたんじやが、もう書類は農地中間管理機構へ先に行っておると。まだ所有者は合意解約しておらんのに、行っておるといことなので、これは早目に最適化推進委員さんを使ってもらえりゃ、僕らが、今も信川委員さんが不審を抱かれるようなことがないんじゃないかなという気がいたします。ちょっと道をそれたんですけど、この内容とはあれですけど、農地中間管理機構ということで、農地中間管理機構へ全部集約して、でも集約してもそれがまた戻ってくるんですよ、もとに。ということで、ただ預かるところは農地中間管理機構ということになったんで、そこら辺の、何回も研修会をさせてもらったりして、最適化推進委員さんにも理解はしていただいているんですが、わからない書類が回ったのでは最適化推進委員さんも動きようがないと思います。

ほかにありませんか。何でもいいですが。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第43号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第43号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成29年第7回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れのところ慎重に審議いただきまして、ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時50分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

1 1 番委員

1 2 番委員